

## 連系に関する契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と北陸電力株式会社（以下「乙」という。）とは、甲が設置する発電設備を乙が維持および運用する高圧電線路に電氣的に接続すること（以下「連系」という。）に関して、乙の発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）（平成〇年〇月〇日実施。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり契約する。

### （発電設備）

第1条 甲が連系を行う発電設備は次のとおりとする。

#### （1）発電設備

種類

定格出力 〇. 〇〇〇kW

定格端子電圧 〇〇〇〇V

型式

製造番号

製造年月日

製造者 〇〇

#### （2）逆変換装置

製造者 〇〇株式会社

定格出力 〇. 〇〇〇kW

定格電圧 〇〇〇〇V

#### （3）発電場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

### （連系線および連系サービス開始日）

第2条 前条の乙の連系線は、〇〇変電所〇〇線とする。

2 前条の連系サービス開始日は、平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。ただし、甲または乙の工事の都合により変更する場合は、事前に甲乙協議する。

### （契約容量）

第3条 甲は、乙の実施要綱に定めるところにより、アンシラリーサービス契約容量を以下のとおりとする。

アンシラリーサービス契約容量	kW
----------------	----

### （料 金）

第4条 甲は、乙の実施要綱に定めるところにより、前条のアンシラリーサービス契約容量にかかるアンシラリーサービス料を、乙に支払うものとする。

### （連系地点の電力制御）

第5条 甲は、連系地点における力率を系統側から見て遅れ（発電設備側から見て進み）8.5%以上とするとともに、進み力率とならないように制御する。

2 甲は、連系地点において、乙の電力系統へ有効電力が流入しないよう発電設備を調整する。（逆潮流なし連系の場合）

### （保護継電装置等）

第6条 甲は、連系にあたり、次の保護継電装置（以下「継電器」という。）を連系地点以降に甲の負担で取り付け、かつ、それらの保有する機能が事故の際正常に作動するよう常に整備する。

（1）過電圧継電器 (OVR)

（2）不足電圧継電器 (UVR)

（3）周波数上昇継電器 (OFR)

（4）周波数低下継電器 (UFR)

（5）短絡方向継電器 (DSR)

（6）地絡過電圧継電器 (OVGR)

（7）逆電力継電器 (RPR)

（8）不足電力継電器 (UPR)

（9）単独運転検出機能 [能動的方式]

（10）単独運転検出機能 [受動的方式]

2 前項の継電器の性能および整定については、甲乙協議決定する。

3 乙は、甲が二方式の単独運転検出機能（能動的方式かつ受動的方式）を設置し、かつ、それぞれが別の遮断器により連系を遮断する装置を設置するため、線路無電圧確認装置の設置を省略する。

4 甲は、逆変換装置から直流が電力系統へ流出することを防止する機能を備えた装置を、甲の負担で取り付ける。

5 「電気設備の技術基準の解釈」もしくは「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」の改定、または乙の電力系統条件等の事情変更があったときは、そのつど継電器等について、甲乙あらためて協議決定し、甲の負担で施設の更新を行う。

6 甲の設備改造により、継電器等の見直しを要する場合は、甲は事前に乙に連絡し、甲乙協議のうえ決定する。

### （連絡体制）

第7条 甲と乙との間の保安連絡体制は別紙1（連系に関する運用申合せ事項）による。

### （測定についての協力）

第8条 甲は、乙が電圧、力率等の測定を必要とする場合は、甲が設置する変成器に乙の負担で記録計を取り付けることを認め、これに協力する。

**（遵守事項）**

第9条 甲は、連系を行う場合は、乙の供給信頼度（停電等）、電力品質（電圧、周波数、力率等）の面で乙の他のお客さまに悪影響をおよぼさない。また、公衆および乙の作業者の安全確保と電力供給設備および乙の他のお客さまの設備保全に悪影響を生じさせない。

**（損害の負担）**

第10条 甲または乙は、自己の責に帰すべき事由により相手先または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

**（解除）**

第11条 乙は、甲がこの契約に違反したとき、またはこれに準ずる事実のあったとき、ならびに甲と乙との電気需給契約が消滅したときは、この契約を解除することができる。

**（契約の効力）**

第12条 この契約は、甲の主務官庁への必要な届出等を条件として、その効力を生じる。

**（契約期間）**

第13条 この契約の契約期間は、この契約を締結した日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

ただし、契約期間満了日までに甲乙いずれからも申し出のないときは、この契約は自動的に1か年延長するものとし、以後この例による。

**（その他の事項）**

第14条 この契約に定めのない事項については、乙の実施要綱に記載された内容を適用する。

2 この契約および乙の実施要綱に定めのない事項、またはこの契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ処理する。

以上、契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名・捺印のうえ、おのおのその1通を保有する。

平成 年 月 日

（甲） 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

印

（乙） 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号  
北陸電力株式会社〇〇支店

印